

千葉県報

定例
令和5年6月13日

主要目次

- 令和5年度千葉県一般会計の補正予算の要領
- 漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間
- 国土調査の成果の認証(二件)
- 道路区域の変更(三件)
- 都市計画下水道事業の事業計画の変更認可
- 選挙管理委員会告示
- 公職選挙法令施行規程の一部を改正する告示
- 監査委員告示
- 包括外部監査人の監査の事務の補助

一 四 五 六 七

令和5年度千葉県一般会計補正予算(第1号)

令和5年度千葉県一般会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,929,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,218,053,746千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正1」による。

公安委員会告示

千葉県暴力追放運動推進センターの代表者の氏名の変更
公告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出(四件)
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出(二件)

特定調達公告

落札者等の公告

正誤

令和5年三月三十一日付け県報号外第三十五号中

告示

示

千葉県告示第二百二十九号

令和5年五月臨時県議会の議決を経た令和5年度千葉県一般会計補正予算の要領は、次のとおりである。

令和5年六月十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

款	項	修正前の額		修正額		計
		千円	円	千円	円	
8 商工費	3 農地費	20,553,129		342,000		20,895,129
	5 水産業費	9,809,854		180,000		9,989,854
		389,408,102		5,640,000		395,048,102
	1 商業費	6,871,929		3,300,000		10,171,929
	2 工業費	381,255,657		2,340,000		383,595,657
11 教育費		350,008,520		364,000		350,372,520
	4 高等学校費	78,121,415		340,000		78,461,415
	7 保健体育費	2,418,229		24,000		2,442,229
		743,578,940				743,578,940
修正されなかつた款項に係る額		2,197,124,746		20,929,000		2,218,053,746
繰出合計		2,197,124,746		20,929,000		2,218,053,746

千葉県告示第203号
 漁業法(昭和二十四年法律第百六十七号)第五十八条において読み替えて准用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則(令和二年千葉県規則第六十一号)第十一條第二項の規定により、小型まき網漁業につき、制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。
 令和五年六月十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 制限措置の内容
- 漁業種類
小型まき網漁業(二そつまき)
 - 船舶の総トン数
五トン未満

3 推進機関の馬力数 定めなし	4 漁業時期 周年	5 操業区域、漁業を営む者の資格及び許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
操業区域	この項の操業区域の欄に掲げる操業区域に接する地域に住所を有する者	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 八隻
南房総市野島埼灯台中心点正南の線か		二隻

ら館山市洲崎灯台中心点と神奈川県三浦市城ヶ島灯台中心点とを結んだ線に至る間の千葉県海面	二隻
館山市洲崎灯台中心点と神奈川県三浦市城ヶ島灯台中心点とを結んだ線から富津市富津岬突端(北緯三十五度四十分四十六秒東経百三十九度四十七分五秒の点)、第一海堡中心点(北緯三十五度十八分五十四秒東経百三十九度四十六分八秒の点)、第二海堡中心点(北緯三十五度十八分四十三秒東経百三十九度四十七分三十一秒の点)、北緯三十五度十七分十六秒東経百三十九度四十四分十三秒の点及び神奈川県横須賀市観音崎灯台中心点を順次結んだ線との間の千葉県海面	六隻

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和五年六月十六日から七月十五日まで

千葉県告示第二百三十一号
国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、令和五年六月十三日次のとおり国土調査の成果を認証した。
令和五年六月十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域
富津市	令和二年五月二十六日から令和四年三月三十一日まで	富津市(西大和田の一部)の地籍図及び地籍簿	富津市西大和田の一部の区域

千葉県告示第二百三十三号
国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、令和五年六月十三日次のとおり国土調査の成果を認証した。
令和五年六月十三日

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域
印旛郡栄町	令和二年五月二十六日から令和四年三月三十一日まで	印旛郡栄町(三和、布太、中谷及び北の各一部)の地籍図及び地籍簿	印旛郡栄町三和、布太、中谷及び北の各一部の区域

千葉県告示第二百三十三号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び東隅土木事務所において、令和五年六月十三日から三週間、縦覧に供する。
令和五年六月十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

道路の種類 県道		変更の前後別		敷地の幅員		延長	
二 路線名 小田代勝浦線	変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長	区	間	敷地	の幅員	延	長
		夷隅郡大多喜町小沢又字大谷七九四番一	後	一〇六・四〇メートルまで		六五・二〇メートル	
		地先から七九五番二地先まで	前	一八・〇〇メートルから七七・三〇メートルまで		六五・二〇メートル	

